

地域密着型サービス第三者評価調査者養成研修 参加要件

「地域密着型サービス第三者評価機関認証要領（第7条及び第8条）」により、以下のA・Bの要件を満たしていることが必要です。

A. 現在の職務等

以下のいずれにも該当しない者であること。

1. 認知症対応型共同生活介護（いずれも介護予防事業を含む。）の事業所（以下「サービス事業所」という。）の経営者
2. サービス事業所に勤務する者
3. サービス事業所等によって組織される団体の役職員
4. サービス事業所の経営を予定している法人の役員・事業開発等担当者
5. 経営コンサルタント業者
6. その他、委員会がふさわしくないと判断する者

B. 必要な資格や経験

以下のいずれかに該当する者であること。

1. 高齢者・障害者の福祉・医療・保健業務を3年以上経験している者

具体的な事例

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 高齢者・障害者の福祉・医療・保健サービス現場の常勤職員 |
|---|-----------------------------|

2. 高齢者・障害者の福祉・医療・保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者

具体的な事例

- | | |
|---|--|
| 1 | 大学・短大・専門学校の常勤教員、非常勤講師として週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念（3年以上）している者 |
|---|--|

3. その他、上記と同等の能力を有していると委員会が認める者

具体的な事例

- | | |
|---|--|
| 1 | 兵庫県介護保険サービス第三者評価養成研修又は兵庫県福祉サービス第三者評価養成研修を修了し、現に評価調査者として従事している者
※介護サービス情報の公表の調査者として従事している者は該当しない |
| 2 | 認知症介護研究・研修東京センターが実施した研修を修了し、現に地域密着型サービスの評価調査者として従事している者 |
| 3 | 市町の介護相談員として3年以上従事している者 |
| 4 | 認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践者研修又は認知症対応型サービス事業管理者研修の修了者 |